

実態に見合う勧告を行え

～人事院勧告展望～



昨年の確定交渉の様子

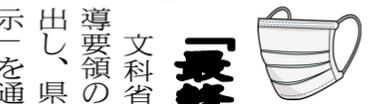
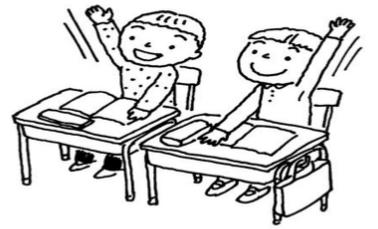
例年のスケジュールであれば示されている人事院勧告が今年も新型コロナウイルス感染症の影響で示されていません。「賞与等の調

10月中旬の人事院勧告もありえるのではという情報もありますが、現時点で勧告の時期は不透明な状況が続いています。

「勧告」遅れを賃下げ理由にするな

一時金・月例給を別々に勧告する可能性と、一時金・月例給を合わせて11月上旬に「一時金は下げるが、月例給は現状維持」という同時勧告の可能性もありません。仮にそのようなスケジュールで人事院勧告が示され、人事委員会勧告とその後

の確定交渉を行なうのは12月議会給与条例提出が困難なことが見込まれます。そうならば、一時金の調整を、2月議会を経て、2・3月の等の給与支給で行なうことも起こりえます。若年層などの生活に影響がでると懸念されるとともに、労働基本権制約の代償機関としてコロナ禍のもとで、過酷な教育・公務職場で奮闘する私たちの実態に見合った勧告が出されるべきです。



コロナ関連情報

「最終学年以外の教育課程の特例令」

文科省は8月13日に「学習指導要領の特例を定める告示」を発売し、県教委は同日21日に「告示」を通知文書にして周知しました。

「告示」には、「学年内に指導が終えられないように努めて、(略)・指



「告示」には、最終学年以外の児童生徒に係る教育課程に関する特例的な対応として、令和3年度又は令和4年度までの教育課程を見通して検討を行い、学習指導要領において指導する学年が規定されている内容を含め、次学年または次々学年に移して教育課程を編成することが考えられる」とあります。

今、学校は、土曜授業を行い、かつてない短い夏季休業となりま



9月議会への「変形労働時間制」提案見送り

「変形」よりも先生ふやそう

20人学級つくろう

埼玉組本部は「公立学校への『1年単位の変形労働時間制』を導入しないよう求める要請書」を県教委に提出し、9月1日に折衝を行いました。

県教委は「『変形労働時間制』の導入については、『学校における働き方改革基本方針』を着実に実施し、教職員の負担軽減を行っていくことを優先する」として、9月議会へ提案しないことを表明しました。また、政令市のあるさいたま市において、市教委の9月議会への条例提案も現在のところありません。県教委・さいたま市教委は常識的な判断をくだしたといえます。

文科省は「1年単位の変形労働時間制」導入に向けたタイムスケジュールを示し、地方の9月議会に条例制定を自論みに対して、私たちは運動でその通りにさせませんでした。現在行っている分会による校長申し入



間制」条例を強行することは、「休日ま」とめ取り」の計画さえ成り立たなくさせるものです。すべての単組・分会からの申し入れ行動が力になります。

コロナ禍で大きく教育課程の変更を迫られた今年、これまでで最も短い夏休みとなりました。コロナ危機が今後どうなるかは誰にもわかりませんが、必要なことは、「変形」ではなく「先生ふやそう」「20人学級つくろう」のほ

「単組・分会からの申し入れ行動が力に

今年度中に始まる来年度の教育課程検討に対して、12月議会・3月議会と押し詰まってきた「変形労働時

れ、単組による市町村教育委員会申し入れ等も条例提案をさせない力となったことはまちがいありません。

すべての単組・分会からの申し入れ行動が力に

今年度中に始まる来年度の教育課程検討に対して、12月議会・3月議会と押し詰まってきた「変形労働時



教職員なら全教共済

拡大目標 100人 総合共済 残り 18人

9月10日現在

毎月わずか600円 総合共済

退職時には掛金が全額戻ります!

結婚・出産などの人生の節目にお祝い給付

毎月加入できます

資料請求は 埼玉組共済会まで

秋募集

10月から募集スタート

募集期間 11月30日まで

生命共済 医療共済 傷害共済

共済開始は1月から